

## ベトナムにおける物流トピック

### (1) RCEP 原産地証明発行がようやく開始

先日 4 月 4 日にベトナムにて発効した通達（サーキュラー番号：05/2022 / TT-BCT）により、ようやくベトナム国内で適用される原産地規則が定められ、この規定に従った原産地証明書が発行された場合に RCEP の適用が可能となりました。そして同時に原産地証明発給の受付が開始されるべきなのですが、この時点ではベトナム商工会議所によるとまだ準備ができておらず発給は未定とのことでした。そして先週 4 月 21 日にようやく RCEP の原産地証明書の発給に対する申請がホーチミンのベトナム商工会議書にて開始したとの情報が入りました。

### (2) ベトナムへの輸入貨物における原産地表記ルールその後について

去る 2 月 15 日に始まりましたベトナム国内へ輸入される貨物に対する原産地表記のルールにつき、このルールを厳格に守るとなるとすべての貨物に指定されたラベリングをする必要があり、現在でもこのルールに対する現実的な対応策が明確に示せていない状況にあります。税関検査で指摘を受けることが非常にまれであります。

ところでベトナムのスーパーで日本製品（輸入品）を購入するとたいてい下記のようなラベルが必ずついています。日本製であることや生産者などがベトナム語表記で記載されています。これが従来からある輸入商品を流通する際に必要なラベル表記であり、今回の新ルールはこれを輸入貨物通関時までさかのぼって適用しようとするものであります。

